

第 49 号 議 案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条第1項第2号に基づき国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を、次のとおり県が負担することについて、同意するものとする。

目 名	国の事業名	令和6年度負担対象事業費	令和6年度県負担限度額
漁場水産基盤整備費	令和6年度直轄特定漁港漁場整備事業	683,613,000円	88,869,000円

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を県が負担することについて、漁港漁場整備法第20条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。